



門 4 曾 4
775
272

懿矣哉龍說
於走獸鳳之
之於丘垤河
之於海之於
其為形也鴻
目如電古如
列星而望之
如朝日之揚
或如烟雲或
如山

蔡中丞集卷之
直隸保定府

岳其驤首而一躍則雲霧咸集
凡波忽起鱣鮪於是子奔走龜
鼉於是子伏藏倚、懿、大哉
龍之為物也可謂盛且大也予
欲見真龍有年于此然而不知
其所也或語予曰某州某山之
陰有潛龍焉予聞之大喜不覺
起而躍者三焉將行而見之既

而自以為龍之為物也顯隱屈
伸變化無極小則隱于指甲大
則蟠於天地之上則薄日月下
之則潛於九淵乍飛乍潛知幾
察微能其時也倚、龍之為物
也可謂天下之至靈也予今雖
欲見龍而龍若或不欲見予必
蟠泥中沈深淵避而不見也必

矣。苟如是邪？假令予行以來之
亦復何益？予仰於天，長歎曰：鳴
呼！真龍之難見，何其若是也。初
予欲見之，而不知其所也。今也
雖若^知其所，而不可得而見，其行
乎？龍不見予，其不行矣。予不見
龍，予將終不得見之矣。徐又有
解曰：昔有葉公好畫龍，真龍遂

來而窺葉公，蓋葉公者徒好畫
龍而真龍窺之，况予實來是真
龍者乎？彼窺予也，不可疑也。若
其來之心不誠實也，虽行而來
之，彼避而不見予，亦不可疑也。
何不來彼于此，而徒行求于彼
矣。遂不果行，而來之心愈切也。

白川候

松平越中守定信

長年一青島守

中村直道

獨語言

目錄

- 一 天職之事
- 一 徳也徳也之事
- 一 學問之事
- 一 下情之事
- 一 君臣之事
- 一 賢女之事
- 一 政之事

- 一 賞討年
- 一 生徒年
- 一 名書年
- 一 創興義年

物言

天職年

當時中松平政中も

白川世子源定信撰

大正二年一月
中村権雄氏贈



天より民と治る年、徳はたふさぐとく治めしむと云
 眉はる年、徳清居るとして治めしむ法屋の民以
 治るる年、命りたふさぐ天命たりぬは治る職を天
 の職とく治る民をその民之其苦を職を職とく
 治るる年、徳清居るとして治めしむ法屋の民以
 天職とく治る年、徳はたふさぐとく治めしむと云
 人必徳を徳りたる人こそ子孫を治るるはたし
 徳を徳りたる人こそ子孫を治るるはたし

あつくまをばらばらとありて是を天の宮にいと神
祇大君の御座りしと曰ふ此人の御座りしと曰ふ
考多の考多も此の御座りしと曰ふ此人の御座り
信原金く交りしと曰ふ此人の御座りしと曰ふ

法と徳しり事

法を直心とたたりしと曰ふ義をわたりしと曰ふ
受得しと曰ふ義をわたりしと曰ふ法と徳し
ことと徳しと曰ふ義をわたりしと曰ふ
法の徳しと曰ふ義をわたりしと曰ふ
ことと徳しと曰ふ義をわたりしと曰ふ
ことと徳しと曰ふ義をわたりしと曰ふ

ことと徳しと曰ふ義をわたりしと曰ふ
ことと徳しと曰ふ義をわたりしと曰ふ
ことと徳しと曰ふ義をわたりしと曰ふ
ことと徳しと曰ふ義をわたりしと曰ふ
ことと徳しと曰ふ義をわたりしと曰ふ

法と徳しり事

法と徳しり事
法と徳しり事
法と徳しり事
法と徳しり事
法と徳しり事

なをなをくわくをなをりくし
道一は年々一
まある一
つらん

名器一

名器一
名のなをりくし
自の未の
朝の馬の
りくし
利一

利一

利一
利一
利一
利一

度事一

度事一
度事一
度事一
度事一

鷗鶴言終

山ヶけりありて白ふたけ

わとよまき〜谷の鷗

維時文化十冬極月下旬字之早

松平殿中へ候上り候書

果所不背也〜

清代の由意〜山領り天下は政道は目りいまま〜清初推
し〜まはら軍家法補伏〜し〜任しあ〜す中
天下の由意〜相集〜も不存多者〜後〜と〜す〜す
西柳と清〜海〜と〜と安回〜と〜す〜り〜り〜り
い〜き〜は〜の政道は〜大切〜なり〜因茲〜集〜り〜る〜不〜心〜を振
養〜り〜す〜し〜不〜存〜の〜事〜一〜有〜く〜く〜者〜好〜念〜は〜不〜沙〜り〜す〜は
四〜五〜城〜主〜都〜ら〜一〜万〜石〜以〜上〜一〜軍〜も〜を〜藩〜代〜忠〜顧〜の〜家〜長〜數
多〜石〜仕〜物〜中〜一〜家〜長〜と〜志〜す〜る〜者〜は〜其〜主〜人〜一〜惟〜道〜有〜く
時〜を〜殊〜に〜入〜家〜の〜仕〜金〜と〜乳〜〜中〜故〜其〜家〜治〜り〜四〜民〜も〜母〜
以〜清〜藩〜本〜一〜万〜石〜以〜下〜一〜軍〜を〜藩〜代〜法〜家〜長〜と〜す〜と〜稀〜と〜す
新〜規〜に〜石〜抱〜多〜於〜家〜本〜と〜す〜は〜自〜此〜家〜法〜治〜り〜す〜と〜

其ころにふくむる道は忽家そのもの能く考へて
務くの先祖より着い多くい 東照宮は仕まり程度
戦場より身は穢き骨は粉として相働き其勲功より
知りて究切のる今にわく其身く安業も喜みは柱
一諸人、沖籠中し殺せは是皆先祖の勲功より
徳も亦其先祖の徳も忘るく定は道より知行不は身
法扱くは皆百姓は志くも亦知も悔意して公あり良も
心保は中付くは波も是皆さうに中かべ不は徳より
事起る其不は徳といふも若年より不学よりして何事
とも不亦そごらぬもの事いふも父丹り存はそ一兄
弟の中むつ句く夫婦の別あり事と存修事に信を
持て附合ひ君長のる義理とまこと一は六の法道は次り

と川さひ相身附は其身人より此よりなす沖籠云と勲力
有り沖籠に在る人倫の中は夫婦も初る不は徳の介
は毒くいふもの徳是也一是らるる本毒の中は徳と
或は難源の所は毒も又は毒扱はは毒も徳子と毒一は
妻はは毒を教長子はうくみ毒のくくひはもくく毒は
廢一唐子は毒は徳の事よりまらもゆ多くは是毒は
はして其身法は公聞くはより事起る其毒くいふは元徳
の娘はむくより事一飯初の事よりまらもく 上は中
汚老一は毒りよりくの事よりいふ中一の事有り
ともた中より難源の所は不は徳といふも徳はか
夫婦の相働は身一は殺は是あはわく唐去の所は
おらるる日にもくは難源は殺さびとも夫婦は相働は

いり申すも事終志のすゝさゝりてし不意有るに既よ
難派別枝の傍家の子は理法甘りし其親是身の百と
言由申未於殿中面度致しとてもおどす、之後世も不交
慣り成ゆくと作りて是清事云の坊しもお如く不忠し
而もその事死を致せば幾度と再派の事成法は身
事とし直事、再派不致多くいれまひの事として海
友其人くつかのつゝ括りて軽くくつゝの事似と
いし、たといたの、か、致す、古来のものにて括り和
、身成派、遊鞠の存業道玄連、一、能得其存其本亦
あそび方そいれ、今よりい、伊羅本、似合ふる、意味派淨福
理とわす、り、い、下、て、い、川、原、者、の、志、似、は、い、て、は、族、と、る、く

有る由是皆幸甚とていふものなり、反はの如く、家内成
油、あ、お、う、つ、つ、お、お、不、相、成、る、もの、は、若、く、出、入
と、免、し、不、成、志、り、ま、く、其、身、成、成、思、ひ、あ、ま、く、あ、れ、は、
初、め、成、り、の、家、よ、お、わ、く、お、の、つ、う、つ、務、も、不、如、言、に、お、如、く
て、嗜、武、具、も、不、成、益、も、り、ま、く、事、に、金、銀、成、費、一、是、成、法、
く、の、も、う、た、免、多、く、海、月、も、ま、く、肩、の、子、成、金、銀、の、お、ま、り
わ、く、黄、い、輕、さ、と、の、子、も、派、成、に、い、り、く、養、育、せ、し、一、娘、
致、せ、ま、り、事、記、自、然、と、家、法、と、り、り、礼、一、は、天、和、の、制、法、よ
み、く、書、子、の、同、姓、が、而、月、成、礼、す、く、一、割、法、よ、く、事、成、り、か、
心、後、書、子、致、も、嫁、火、い、く、す、く、も、派、金、と、り、て、は、令、停、止
性、成、礼、一、婚、姻、ま、く、一、回、年、成、成、ひ、お、ま、り、く、成、法、か、く、ま、り
と、不、務、も、成、族、娘、成、法、り、く、金、銀、一、月、を、成、く、自、然、と

其序は遠くは男女のたがいのうつらうつらしたるに
おりのしるはなほゆくにお考り事なほつくところのゆるがせに
用いたる初色敷出はついでに白布半に嫁れ法時予は
を川道は白半若くは藍布をみみおねの杜ひ事と
いふ一風俗は遠くは白布半の白布半の杜ひ事と
とるお後の紋に元の家の一定りし事とる家のお
何く舞流とも何く差別あり事とる幕紋より衣類より
那人は不紡ねは後事とるを遠くは遠くは遠くは遠くは
改什しは事代よりおりの何く家の紋よりおの
灯の半に於文流の何くと不遠おのりとの高及事
取よりいなり事とる衣類の半に取れは其側あり
官任言下によりて定まる法有る地下にありても上中下の

差別あり事とるおねの比 上の法はゆるり事
は作かすり衣類の制として作は徳國よりの海遠衣類
上中下の差別あり布も布もおのりは儉約とおのり
も海遠とも何れとも百姓もたよりなりては事とる組
の法はとりまひしるもては口一武事とる中にも格式有る
はら衣類は着る事とる上は五のりは右のものも
衣類はゆるり何れもゆるり客神の遠くはゆるり客小
知はゆるり看するも重きはゆるり看するもゆるり法
面におのり衣類は着る事とる法はゆるり法はゆるり
儉におのりおのり事とる儉約は衣類はゆるりゆるり
分限はおのりゆるりゆるりゆるりゆるりゆるりゆるり
ゆるりゆるりゆるりゆるりゆるりゆるりゆるりゆるりゆるり

らば冠婚葬祭より一礼式を不取失との所を説き及斗い
事い何と角と子怪事事略より質素なるべしこれのみ
極の事いなら質素の二字相違は教人より行はる能く不
つ海遠沖政道法はりさより一省の近年の沖記稿と毎瀬と
いし一先収の中次第は先格といつ海遠中朝政事の外儀
令格式次第は志しすきさより一省の比律尾若狭
細田丹後守いさきの者いさりに沖政道に記りし儀
事儀表といし一天原(瀧)と入民の因窮を先沖領儀志
し事下い痛ぶう之りみは是儀中おといつ付は石細法
の事いん治平久いさきも世法礼といしい記はし
このりある日氣の利用と取し法儀と病と古儀考
さより事起、 有徳院様沖代志より一先いし附書
儀約のいさき 儀約より 常憲院様 文照院様沖代

候約のいさき 儀約より 常憲院様 文照院様沖代
とも天下善美よりして沖宝庫元爰不きく沖儀より
いさきいし儀約より事儀は 儀約よりいさき且諸家の儀
家免よりいさきいさきの道法いし一いさき儀約より
武多儀よりいさきいさきの事儀は 儀約よりいさき且諸家の儀
儀の道法いさきいさき一儀一儀はよりいさき儀約
儀よりいさきいさきの儀と礼いさき儀中一儀法いさき
作付於聖堂といさきいさきの儀約よりいさき儀約より
悔急志いさきいさきの儀約よりいさき儀約よりいさき
遠いさきいさきの儀約よりいさき儀約よりいさき
いさきいさきの儀約よりいさき儀約よりいさき
儀約よりいさきいさきの儀約よりいさき儀約よりいさき

東照宮の神志

のこまかりしは財に居士の遺物其弁先教なり士の上の着用
石紋しきいおのつうく入律石紋唐物もいりて町をうけたり
其不高素紋す天下の町人おにむるもたのつうく素紋い
たすもむい紋うもに天下の法為るい石紋ゆき士を諸候か
町中にむるも勤法いすすもむくもむくも知りはた其知
りの納納すも分法納いれこれとあるぬあむとあるぬと
身法納す時を物納ゆつみゆゆいさき一十年の終は徳よ
ぬ一有降有る程い弁用り紋一金銀天下に融通紋は
中よ紋いすまに唐物を用いれまも町内有るも其その
貴と石紋らお用しうらもに天下の法為るもさおのれく一
指しはくはなるい天下の素紋とおぬるははくはくは
す甘く天下一人の天下に何れは天下の天下と極めま

其種や石字に紋を分る紋一戸出んてその理は石
ゆつしうと展つて物言せしと天下の法為るもさあま遠
あつて律法をくくすまに寺社なり町奉行の勘定書
の二儀に於てままにまの弁の弁合もま多く古法考此道
と石紋柳枝支配下法代官支配勘定は撰拜私務とこと
有る者石紋抱く天下の痛にむくは温潤の人うくと撰
すまに法月附く人いんはつとて人この自身に
とぬく一あこの出来やうに紋まに上より裁許に
法にまに法に本以下は家人との恥辱と法に人の恥辱
有るもむるは天下の恥辱と諸回城主に對しても各の恥辱
諸回城主も其能家来多くは其其回郡は能治や其武の
道もお意し行くとて一四一能治は多くは能治のし

此類を抄録するに中の家人より。事起るにたむ遠く
予後、事一長く、一布の弊多し故中抄録し、の為
と云及く有也

維時天明九春二月八日寫之早

柴元生音年中興 求龍說鸚鵡言心得
書合為一冊自名白川集云

中村直道

